

令和4年1月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**電気式床暖房に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油給湯機1件）   | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち電気式床暖房1件）   | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電気掃除機1件、バッテリー（リチウムポリマー、模型用）1件、<br>電動車いす（ジョイスティック形）1件、みじん切り器1件、<br>凍結防止用ヒーター（水道用）1件、折りたたみ自転車1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100755	令和3年12月20日	令和4年1月6日	電気掃除機	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202100756	令和3年9月15日	令和4年1月6日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	運動施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大分県	令和3年9月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月27日
A202100757	令和3年12月11日	令和4年1月6日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	駅構内で当該製品を使用中、当該製品が急停止したため、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202100758	令和3年8月20日	令和4年1月6日	みじん切り器	重傷1名	当該製品の蓋を開けたところ、刃が落下し、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年12月22日
A202100759	令和3年12月18日	令和4年1月6日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202100762	令和3年12月13日	令和4年1月7日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該製品で走行中、シートポストが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし